

工業用水道事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（改正案 新旧対照表）

新	旧
<p>工業用水道事業法に基づく <u>経済産業大臣</u> の処分に係る審査基準等について</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「法」という。）に基づく <u>経済産業大臣</u> の処分に係る行政手続法（平成5年法律88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>（1）法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可に係る基準については、法第5条に定められているとおりであるが、その審査基準は以下のとおりとする。</p> <p><u>なお、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項で定める公共施設等</u></p>	<p>工業用水道事業法に基づく <u>通商産業大臣</u> の処分に係る審査基準等について</p> <p>工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下「法」という。）に基づく <u>通商産業大臣</u> の処分に係る行政手続法（平成5年法律88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>1. 審査基準</p> <p>（1）法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可法第3条第2項の規定による地方公共団体以外の者の営業許可に係る基準については、法第5条に定められているとおりであるが、その審査基準は以下のとおりとする。</p>

運営事業（以下、「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る申請の審査も、工業用水道事業法施行規則（昭和33年通商産業省令第118号）第3条第1項で定められた申請書と同条第2項から第4項で定められた書類をもってするものとする。

① （略）

② （略）

③ 「工事設計が第11条に規定する施設基準に適合する」とは、工事設計が法第11条に規定する施設基準および工業用水道施設の技術的基準を定める省令（昭和33年通商産業省令第119号）に照らして、ア．工業用水の安定した供給を確保するに足る技術的な確実性を有すること、イ．施設の位置、配列等が効率的であること、ウ．施設の重要度に応じた十分な耐震性能を有するものであること、その経済性について充分考慮が払われているものであると認められる場合をいう。

④ （略）

（2） （略）

（3） （略）

（4）法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可（変更も同様）

① （略）

② （略）

③ 「工事設計が第11条に規定する施設基準に適合する」とは、工事設計が法第11条に規定する施設基準に照らして、ア．工業用水の安定した供給を確保するに足る技術的な確実性を有し、かつ、イ．施設の位置、配列等が効率的であり、その経済性について充分考慮が払われているものであると認められる場合をいう。

④ （略）

（2） （略）

（3） （略）

（4）法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の許可（変更も同様）

法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の認可（変更も同様）の基準は、法第17条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。

なお、公共施設等運営事業の実施に係る申請の審査も、工業用水道事業法施行規則第10条第1項（変更の場合は第10条第2項）で定められた申請書と同条第1項第1号および第2号で定められた書類をもってするものとする。

① ～ ③ （略）

(5) （略）

2. 標準処理期間

(略)

第2 不利益処分

1. 処分の基準

(1) 法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消し

法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しの処分基準は、次のとおりとする。

法第17条第2項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者が定める供給規程の許可（変更も同様）の基準は、法第17条第3項に定められているとおりであるが、その審査基準は次のとおりとする。

① ～ ③ （略）

(5) （略）

2. 標準処理期間

(略)

第2 不利益処分

1. 処分の基準

法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消し

法第10条第1項の規定による地方公共団体以外の工業用水道事業者の事業の許可の取り消しの処分基準は、次のとおりとする。

なお、本条の規定により許可の取り消しが行われると、事業の開始は不可能となり、もし、事業を開始したときには、法第3条第2項違反となる。

① 「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。取り消し得べき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の期間を考慮して定めたものである。

② 「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

2. その他

(1) ～ (3) (略)

① 「事業を開始」するとは、事業の一部の開始（一部給水の開始）をもって足りる。取り消し得べき場合を「3年以内にその事業を開始しないとき」としたのは、工業用水道の布設に要する通常の期間を考慮して定めたものである。

② 「正当な理由」とは、当初の資金調達計画がやむを得ない事情により変更された場合、不測の事態の発生によって布設工事が遅延することとなった場合等である。

なお、本条の規定により許可の取り消しが行われると、事業の開始又は再開は不可能となり、もし、事業を開始したときには、法第3条第2項違反となる。

2. その他

(1) ～ (3) (略)